

平成 21 年 8 月 1 日

協力会会員 各位

株式会社 東栄住宅  
代表取締役社長 西野 弘  
(担当部署：生産本部)

## 『反社会的勢力排除への取組み』に関するお知らせ

会員の皆様には平素より格別なるご支援を賜り、業績の良い時ばかりでなく厳しい折にも、変わらずにご協力いただいておりますこと、改めまして御礼申し上げます。

この度、標題の件につきまして、協力会のホームページをお借りし、皆様のご理解ご協力を頂きたいとご通知申し上げます。

昨今、暴力団員や暴力団とつながりのある者や組織（これらを「反社会的勢力」と呼びます）の関与により、個人や企業が大きな損害を受けるということが問題とされ、ご存知の「暴力団対策法」に加え、暴力団等の反社会的勢力への資金の流出を防止する法律が出来ております。

特に、私達のような不動産や土木・建築の業界は、最も暴力団や関係団体の関与を受けやすく、関係を持たないようにと意識を持っていたとしても、知らずに、結果的に関係を持ってしまうという危険性があります。

このような関わりを持つことで、個人であっても会社であっても、不当要求を受け多大な被害をこうむることが考えられます。

当社は、従業員と会社を守る観点から、反社会的勢力との関係を遮断するという自浄努力の取組みを始めました。

同時に、協力会の皆様におかれましても、健全な事業が継続できるよう、このような勢力との関係を一切持たないという強い意識を持って頂きたくお願いする次第です。

万が一、反社会的勢力の関与やつながりが発覚した場合には、残念ながら取引を解除せざるを得ないと考えております。この事は、本来であれば取引基本契約に「反社会的勢力排除条項」として付け加えるべき内容ですが、本通知をもってご了解いただきますようお願いを致します。

今後、新たに取引させていただく業者様とは下記の条項を記載した契約を締結して参ります。

会員の皆様におかれましても下記条項をご理解いただき、当社ともども、協力し合い、牽制し合いながら、反社会的勢力の排除に取り組んで下さいますよう、お願いを申し上げます。

以上

## 【反社会的勢力排除条項全文】

### 第8条（反社会的勢力排除）

甲は、乙が以下に該当する場合には、乙に対して催告することなく本契約を解除することができるものとする。

1. 乙が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力（以下、『暴力団等』という）、公共の福祉に反する活動（人権侵害等）を行う団体、及びその行為者である場合、又は、2. の事由により継続的取引が困難な反社会的行為者であると甲が判断した場合。
2. 乙が、乙自ら又は第三者を用いて、甲に対して以下の行為をした場合。
  - ①甲の業務を妨害し、又は、妨害するおそれのある行為をした。
  - ②甲に対し、暴力団的行為言動、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした。
  - ③風説を流布し、甲の名誉・信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした。
  - ④乙自身やその関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動・態様をした。
3. 上記1. 2. に基づき契約が解除になっても、甲は乙に対し、一切の損害賠償を負わないものとする。
4. 本条項により契約解除となった場合の仕掛けり業務への甲・乙の対応は、前条2. 3. を適用する。